

令和3年度(2021年度) 建設コストの計画と実績

債務引受限度額と会社から引き受けた債務との対比を下記に示します。

令和3年度(2021年度)に完了した事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、工事数量の確定(精算)等によるものです。

令和3年度(2021年度)に完了しなかった事業について、計画と実績に差が生じた主な理由は、新設・改築事業では附帯工事等の工事が令和4年度以降に残ったこと、利便増進事業(スマートIC)が令和4年度以降計画的に実施されること、修繕事業や特定更新等工事では工程の見直し等で機構への帰属を令和4年度以降としたこと、災害復旧事業では過去の実績をもとに料金徴収期間満了までに必要となる額が債務引受限度額として計上されていることによるものです。

[単位:百万円(消費税込み)]

道路名(区間名)	債務引受限度額(計画)(A)	債務引受額(実績)			(D)-(A)	債務引受限度額と債務引受額の差額についてのコメント
		令和2年度まで(B)	令和3年度(C)	計(D)=(B)+(C)		
近畿自動車道名古屋神戸線 城陽JCT～八幡京田辺JCT新設事業	104,273	74,403	28,871	103,274	△ 998	・差額は、工事数量の確定等による減。
中国横断自動車道姫路鳥取線 播磨新宮IC～穴栗JCT新設事業	82,144	0	74,336	74,336	△ 7,807	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和3年度の債務引受額は、播磨新宮IC～穴栗JCT間供用に要した費用。
四国横断自動車道阿南四万十線 徳島JCT～徳島沖洲IC新設事業	133,245	0	103,174	103,174	△ 30,070	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和3年度の債務引受額は、徳島JCT～徳島沖洲IC間供用に要した費用。
四国横断自動車道阿南四万十線 徳島IC～鳴門JCT新設事業	104,887	62,679	41,703	104,383	△ 504	・差額は、工事数量の確定等による減。
近畿自動車道松原那智勝浦線 和歌山JCT新設事業	13,182	10,334	2,521	12,856	△ 325	・差額は、工事数量の確定等による減。
四国横断自動車道阿南四万十線 高知IC改築事業	1,082	432	13	445	△ 636	・差額は、工事数量の確定等による減。
西日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)	36,038	33,743	44	33,788	△ 2,249	・差額は、施工中のスマートICに要する費用。 ・令和3年度の債務引受額は、1箇所(桜島スマートIC)の本完了に要した費用。
近畿自動車道松原那智勝浦線 御坊IC～南紀田辺IC改築事業	132,411	0	40,477	40,477	△ 91,934	・差額は、施工中の印南IC～南紀田辺IC間の整備に要する費用。 ・令和3年度の債務引受額は、御坊IC～印南IC間4車線化に要した費用。
九州横断自動車道長崎大分線 長崎IC～長崎多良見IC改築事業	48,337	33,008	13,352	46,361	△ 1,976	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和3年度の債務引受額は、長崎IC～長崎多良見IC間4車線化に要した費用。
一般国道42号湯浅御坊道路 御坊IC～有田IC改築事業	115,469	0	99,611	99,611	△ 15,857	・差額は、附帯工事等の残事業に要する費用。 ・令和3年度の債務引受額は、御坊IC～有田IC間4車線化に要した費用。
近畿自動車道名古屋神戸線 甲賀土山IC～大津JCT改築事業	125,144	0	5,059	5,059	△ 120,084	・差額は、施工中の甲賀土山IC～大津JCT間(3車線運用箇所を除く)の整備に要する費用。 ・令和3年度の債務引受額は、甲賀土山IC～大津JCT間3車線運用に要した費用。
中央自動車道西宮線等 令和3年度修繕事業	439,414	—	193,078	193,078	△ 246,335	・差額は、修繕計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。
中央自動車道西宮線等 災害復旧事業	125,453	76,575	6,371	82,946	△ 42,506	・差額は、令和4年度以降の災害対応に要する費用。
中央自動車道西宮線等 令和3年度特定更新等工事	95,089	—	62,029	62,029	△ 33,059	・差額は、特定更新等工事計画の見直しにより次年度以降に債務引受する費用。

注1) 令和3年度(2021年度)に債務引受けを行ったものについて、継続中事業を含めずべて記載している。なお、、令和3年度(2021年度)に完了している新設・改築事業である。

注2) 繰越処理の関係上、計が含まないことがある。

注3) 修繕事業に関する債務引受限度額(計画)は、令和3年度(2021年度)までの債務引受限度額(計画)の累計から、令和2年度(2020年度)までの債務引受額(実績)を控除している額である。

注4) 特定更新等工事に関する債務引受限度額(計画)は、令和3年度(2021年度)までの債務引受限度額(計画)の累計から、令和2年度(2020年度)までの債務引受額(実績)を控除している額である。